

安城市建設工事低入札価格調査試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、安城市が発注する建設工事について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項（施行令第167条の13で準用する場合を含む。）に規定する落札者の決定方法について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 施行令第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項の規定に基づき、予定価格（税抜き。以下同じ。）の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否か、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であるか否かを判断する調査をいう。
- (2) 総合評価方式 施行令第167条の10の2第1項及び第2項の規定並びに施行令第167条の13において準用する施行令第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する方法をいう。
- (3) 低入札調査基準価格 低入札価格調査を行う基準として設定した価格をいう。
- (4) 失格基準価格 第1号に掲げる施行令第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断する基準として設定した価格をいう。

(対象となる建設工事)

第3条 本要領は、総合評価方式で発注する建設工事請負契約に適用する。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、適用する建設工事の対象を変更することができるものとする。

(低入札調査基準価格)

第4条 低入札調査基準価格は、次に掲げる額の合計金額（この項において「固定型低入札調査基準価格」という。）とする。ただし、固定型低入札調査基準価格未満の金額での入札（無効とされた入札又は予定価格を超えた入札を除く。以下この条において同じ。）をした者が存在し、かつ、入札をした者が2者以上の場合の低入札調査基準価格は、入札金額の低い順に最低者から5者

までの入札金額の平均の額に10分の9.5を乗じて得た額又は固定型低入札調査基準価格のいずれか低い金額とする。

- (1) 予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 予定価格算出の基礎となった現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 予定価格算出の基礎となった一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、前項で算出した金額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、低入札調査基準価格を予定価格の10分の9.2から10分の7.5の範囲内で別の方法により定めることができる。

(失格基準価格)

第5条 失格基準価格は、前条に定める低入札調査基準価格に10分の9.5を乗じて得た額とし、失格基準価格を下回る入札をした者は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものとして、落札者としなない。

(入札参加者への周知)

第6条 低入札価格調査を実施する入札をするときは、入札公告又は指名通知によりその旨を周知しなければならない。

2 低入札調査基準価格は、落札決定後に速やかに公表する。

3 前項の規定にかかわらず低入札調査基準価格を公表することが競争の妨げになると判断したときは、公表を中止することができるものとする。

(低入札価格調査)

第7条 開札の結果、市長は、低入札調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格以上の価格で入札（以下「低入札」という。）が行われた場合は、落札の決定を保留するものとする。

2 前項に該当した場合は、低入札を行った者のうち落札者を決定するために必要と認めるものに、直ちに低入札価格理由書（様式第1）の提出を求め、次に掲げる事項に係る事情聴取等の必要な調査を行い、低入札価格調査書

(様式第2)を作成する。

- (1) その価格により入札した理由及び入札価格の内訳
- (2) 手持ち工事の状況
- (3) 手持ち資材の状況
- (4) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (5) 労務者の具体的供給見通し
- (6) 過去に施工した公共工事及びその工事成績
- (7) 経営状況(必要に応じ、保証会社等へ照会)
- (8) 信用状況(建設業法違反の有無、賃金不払いの状況等)
- (9) その他必要な事項

3 入札者が低入札価格調査を求められたときは、当該低入札価格調査に応じなければならない。

4 前項の場合において、当該入札者が当該低入札価格調査に応じないときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものとして、落札者としなす。

(低入札価格調査委員会)

第8条 低入札価格調査について審査を行うため、低入札価格調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、総務部長、建設部長、都市整備部長、上下水道部長、契約検査課長及び当該低入札に係る工事を所掌する課等の長又はその代理者をもって組織する。

3 委員会の委員長は総務部長をもって充てるものとし、副委員長は建設部長をもって充てるものとする。また、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理するものとする。

4 契約検査課長は、前条第2項の規定により実施した調査の結果を委員会へ報告し、低入札を行った者の履行の確保について意見を求めるものとする。

5 委員長は、低入札価格調査が行われたときは、速やかに会議を開催し、審査を行うものとする。

6 委員長は、前項の審査を行った場合は、その結果を契約検査課長に通知(様式第3)するものとする。

7 委員会に関する事務は、契約検査課において処理する。

8 委員長は、緊急やむを得ない事情があり、会議を開くことができない場合は、書類の回議をもって会議に代えることができる。

(落札者の決定)

第9条 低入札価格調査に基づく審査の結果、当該低入札を行った者により当該契約の内容に適合した履行が確保され、かつ、当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことがないと認められる場合は、当該低入札を行った者を契約の相手方と決定し、当該場合と認められない場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、次の順位の価格の入札をした者又は価格その他の条件が市にとって有利なものをもって申込みをした次の順位の者（以下「次順位者」という。）を契約の相手方と決定するものとする。

- 2 次順位者が低入札に該当したときは、前2条及び前項の規定を準用する。
- 3 市長は、前2項の規定により契約の相手方を決定した場合には、その旨を当該入札参加者に通知しなければならない。

（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年3月23日から施行する。
- 2 この要領の規定は、施行日以後に入札公告する建設工事から適用し、同日前に入札公告する建設工事については、なお従前の例による。